

地方土木主任官會議のぞ記

十 八 公

昭和六年失業救済土木事業を全國一齊に起興せらるゝに方つて招集されて以來、引續き時局匡救土木事業があつたため、七、八、九、十と五ヶ年間毎年開催せられてゐた土木主任官會議を、昨十一年は中央政界のゴタ／＼に崇られてか開催せられず、一抹の物足りなさを感じてゐたが、今年は六月一日から三日間に亙つて開かれた。三日間の續行も珍らしいが、二年分を一緒にしては、これも亦餘儀ないことだらう。

一年休んだ今年の地方土木主任官會議の顔ぶれも相當變つて居り、金子東京、和田神奈川の兩木土部長が最近本省入りをして、説明役に廻つて居るのも人の世の習はしとは言へムツ搔い感じを押へてゐたらしい。岐阜の櫻井、鹿兒

島の坪井兩土木課長が不參で、代理に伊藤、只隈の兩技師が、神妙にかしこまつてゐる。櫻井岐阜の病氣中のことは前から聞きもし、その快癒を祈つてゐたもので、未だ出席出来ないのを見て氣の毒に思つたが、坪井鹿兒島は突然の不參で意外に思ふ。急に病氣になつたものならばまことに同情に堪えぬが、折良く（？）上京中の只隈同縣技師に代理をさせて置けと言ふ縣主臈部の考えだつたとしたら遠路とは言ひ條面白くない計らひである。

兎もあれ以上二縣の不參の外中村北海道土木部長をはじめ新舊とりませ參集。丁度この日午前八時半から内務省で第一線行政事務刷新について省員一同に訓示することになつたので、當初豫定の九時開催の會議を九時半に延ばして

始められた。それに折悪しくも林内閣が前日の五月三十一日總辭職に決定し、後繼内閣は誰に行くか、まだ判つてゐない時だつたので何となくあわただしい気分の中に會議をやることになつたため、大臣の訓示も、行政事務刷新に關する省員への訓示と同じく篠原内務次官が代つて行ふと言ふ變調である。

この會議の正式の名稱は地方土木主任官事務打合せ會であり、その内閣の主義政策を論議さるべき筋合のものでもないから、林内閣が總辭職をした翌日、後繼内閣が何うなるかわからない状態のまま開會せられたところで、會議の内容にヒビが入るわけでは無いけれども、何となく落ちつかない。そのためであつたか何うか、會議の内容は稍々低調で、いつもの會議に比べては、何處かがバンクしてゐるやうに感じられた。會議の議題は、革新とは言へないけれども、コック／＼と行くべき土木行政にとつては、平素心得べきことが、未だに地方に透徹してゐないとなれば、尋常勿論事でさえもこれを放任出来なくなる。親の躰が悪いのか、親

の心子知らずか。淋しいことだが仕方がない。得心の行くまではやらすばなるまい。

扱て會議の経過を辿つて會議のぞ記を書いて見よう。時は是れ初夏新緑の候、天氣は良し議場は内務省五階の大會議室、ともすれば睡魔の虜になりさうな陽氣だが、指示事項二十二、注意事項九、諮問事項二、協議事項一と言ふ盛り澤山で、はじめ二日の豫定で招集したが、途中で一日延期しなければならなかつた程だから、本省側も、地方側も大馬力で議事が進められるし、のぞき役も樂ではない。

會議は六月一日午前九時半型の如く大臣の訓示（篠原内務次官代理）で始められた。

茲ニ各位ノ會同ニ當リ、土木行政ノ要務ニ關シ所懷ヲ披瀝シ、以テ一段ノ留意ト努力トヲ望マントスルノデアリマス。

現下非常ノ世局ニ處シテ、我國産業ノ躍進國運ノ隆昌ヲ期センガ爲ニハ、其ノ方策固ヨリ一ニシテ足ラザルベキモ、就中産業ノ基礎的要件タル交通、運輸、水利等土

木施設ノ改善擴充ニ俟ツコト頗ル大ナルモノアルハ、言フ俟タヌ所デアリマス。此ノ故ニ道路、河川、港灣等公共土木施設ノ企畫經營ニ當リテハ、克ク産業經濟ノ趨向ニ順應シ、考工工夫ヲ加フルノ要アルハ勿論、常ニ綜合的見地ニ立脚シテ、各種施設相互間ノ連絡調整ニ意ヲ用ヒ、以テ土木事業本來ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレシコトヲ望ムノデアリマス。

輓近産業ノ發達、都市人口ノ激増ニ伴ヒマシテ、水ノ需要ハ著シク増加スルノ趨勢ナルニ拘ラズ、河川ノ現状ハ之ガ需要ニ應ズルコト能ハザルノ状態ニ在リマス。隨テ河川流量ノ調節方策ヲ攻究シ、水利ノ増大ヲ期スルト共ニ、一面治水ニ資セシムルコトハ、我國産業ノ將來ニ鑑ミ最モ緊要トスル所デアリマス。仍テ政府ニ於テハ本年度ヨリ各省間緊密ナル連絡ノ下ニ、河水統制ノ調査ニ着手スルコトヲナツタノデアリマス。各位ニ於テモ亦政府ノ方策ニ呼應シテ、河川ノ利用増進ニ就キ一段ノ努力ヲ致サレンコトヲ望ミマス。

近年各地ニ水害頻出シテ、災害復舊工事ノ累増著シク、爲ニ國及地方財政ニ多大ノ壓迫ヲ及ボシ、積極的土木施設ノ經費支出ヲ困難ナラシムルガ如キ情勢ニ在リマスコトハ、寔ニ遺憾トスル所デアリマス。仍テ政府ニ於テハ本年度豫算中ニ新ニ災害防除施設費ヲ計上シ、更ニ砂防費ヲ増額シテ災害ノ防止ニ資スルコトト致シマシタ。各位ハ此等治水工事ノ施行ニ就キ遺憾ナキヲ期セラルルハ勿論、河川維持ノ閑却、河川愛護ノ缺如ガ災害工事増大ノ誘因タルニ鑑ミ、河川ノ修治ニ關シテハ、一層周到ナル留意ヲ加へ、災害工事ノ絶滅ヲ目途トシテ、河川ノ管理ニ當ラレンコトヲ切望致ス次第デアリマス。

謂フ迄モナク文化ノ進展ハ、技術ノ進歩ニ負フ所頗ル大ナルモノガアリマス。各位ハ技術官本來ノ職責ニ鑑ミラレテ、常ニ研鑽ヲ怠ラズ、技術ト經濟トノ調和ニ絶ヘズ工夫ヲ凝ラスト共ニ、又克ク部下吏員ノ技術ノ向上ヲ念トシ、以テ我國土木技術ノ發達ニ寄與セラレンコトヲ望ミマス。

土木事業ハ地方ノ利害ニ關係スル所廣汎デアリマス。之ガ施行ニ當リテハ民衆ニ接觸スルコトガ尠クナイノデアリマス。民衆ノ理解ト協力トハ實ニ各般行政ノ基調ヲ成スモノデアリマスカラ、工事施行ノ第一線ニ在ル者ハ特ニ懇切丁寧旨トシ、克ク事業ノ趣旨徹底ニカメ、以テ官民融和ノ實ヲ收ムルニ付キ、一段ノ力ヲ致サレンコトヲ望ミマス。

以上ハ本土行政ニ關シ特ニ留意ヲ望ム諸點ヲ陳ベタノデアリマス、尙當面ノ問題ニ關シマシテハ、別ニ指示スル所ガアリマスガ、各位ハ克ク政府ノ意圖ノ存スル所ヲ體シ自肅自戒、官紀ヲ振肅シ土木行政ノ刷新ヲ期スルニ於テ、格段ノ努力ヲ傾注セラレンコトヲ希望シテ已マヌ次第デアリマス。

大臣ノ訓示が終ると赤松土木局長議長席に着きいよく指示事項に入る。

一、水害ノ防止輕減竝ニ河川愛護思想ノ涵養ニ關スル件
水害ノ防止竝ニ輕減ヲ圖ルノ途ハ治水事業ノ完成ニ俟

ツノ外ナシト雖モ又一面水防ノ強化ヲ圖リ河川愛護思想ノ涵養ニ努ムルハ最モ喫緊ノ要務ト認ムルヲ以テ沿岸民ヲシテ平素克ク水防ニ備ヘシムルト共ニ河川ノ維持ニ協力セシムルヤウ特ニ考慮ヲ致サレタシ

中野河川課長から趣旨の説明があり、これに續いて特に赤松土木局長から、道路愛護思想は今日相當普及したと思ふが、河川愛護思想は未だしの感が深いから十分努力せられたいと附言があつた。筆者、道路の改良愛護に微力を致してゐる身で、道路愛護思想は相當普及してゐると思ふがと土木局長に言はれて赤面せざるを得ぬ。相當普及してゐると言はれて、然りと胸を張つて昂然たり得ない。河川愛護思想の普及と相共に普及に尙一層の努力が要るからである。

この指示に對しては、地方から發言が無く次に入る。

一、河川ノ維持管理ニ關スル件
近年河川ノ維持管理ニ關スル費用八年々削減セラレ河川ノ荒廢特ニ著シキモノアリ之ガ爲水害ヲ増大セシム

ルノミナラズ既ニ改修セラレタル中小河川ノ如キ再ビ
 荒廢ニ委スルノ傾向ナキニ非ズ洵ニ遺憾トスル所ナル
 ヲテ河川ノ維持管理ニ關スル費用ノ増加ニ意ヲ用ヒ
 以テ如上ノ弊ヲ除去スルニ努メラレタシ

中野河川課長から、府縣費支辨河川の延長増大に逆比し
 てこれが維持修繕費が漸減しつゝある地方の實情を述べ、
 災害を蒙る禍根もこゝにあると喝破。佐藤第二技術課長か
 らも維持管理に缺くるところある實例を説明すると。地方
 側發言のトップを切つて、竹内埼玉縣土木課長起つ。これ
 で土木主任官會議の定石にはまつた氣がする。言ふところ
 は内務省直轄河川改修工事は今後とも擴大施行の見込があ
 るか、河川愛護獎勵助成金を國庫から交付されたいの二點
 で、河川課長から、前段については、必要に應じ直轄施行
 する。後者は現状に於ては困難と思ふから自力で奮勵して
 欲しいと答辯があり、次で長谷川廣島から、廣島縣に於け
 る河川愛護運動の實況の紹介があり、續いては先日青森か
 ら奈良に轉任した松浦氏が起つて、減私奉公とは土木事業

に精進することをこそ言ふめれと甲高くやり出したので何
 を言ひたいのかと耳を聳てたら、地方で土木の經常維持修
 繕費が減額されるので苦しい。これは減額させないやうに
 一つ中央で援助して欲しいと龍頭蛇尾の論旨である。しか
 もこの人青森縣土木課長在任中、道路の維持修繕費を半減
 して内務當局に澁面つくらせた御本人である。當時半減し
 たのか、されたのか、どちらか知らぬが、苟も府縣の土木
 行政責任の地位に在りながら、減らされたでは勤まらぬ筈
 である。枕詞に使はれた減私奉公が泣くだらう。中央當局
 に繼る前に自分で減私奉公をやるべしである。そんなこと
 承知でか否か、これに對しては中央當局默殺して次に移る。

一、水害防除施設ノ施行ニ關スル件

根本治水事業ノ完成ヲ圖リ以テ水害ノ防除輕減ニ力ム
 ルコトハ最モ必要ナル所ナリト雖モ之ヲ全般的ニ行フ
 コトハ容易ニ實行シ難キ所ナルヲ以テ昭和十二年度ヨ
 リ新ニ水害防除施設ニ對シ助成セラルルコトトナリタ
 リ其ノ目的トスル所ハ水害最モ甚シトナス河川ノ局部

的改良ヲ行ヒ以テ水害ノ防止輕減ヲ圖ラントスルニ外
ナラズ各位ハ克ク本事業ノ趣旨目的ヲ體シ工事箇所ノ
選定竝ニ施工ニ留意シ充分ナル效果ヲ收ムルコトニ努
メラレタシ

中野河川課長の説明に次で、佐藤第二技術課長から、本
年度で補助する箇所を選定した方針を説明、荒木新瀉と河
川課長との間に補助箇所選定方針に關する具體的質疑應答
の後、關谷靜岡から、農林省では新年度補助事業は豫算閣
議が決定したらその直後内定通知をしてくれるので事業の
準備も早く出来るしまことに都合がよい、内務省も、これ
からさうしてくれと希望し。次は丸山鳥取から、水害防除
施設は少くとも河川の改修に相應するものを採るべきであ
ると思ふが、維持修繕に類するやうなものを探すべきでは
何う言ふことかと某縣の實例を擧げて喰ひ下る。此の人秋
田縣土木課長の時課内の不仕末の責を引いて退職し此度復
活して鳥取の土木課長になつた人、往年の氣魄の片鱗を見
せてよろし。これに對し佐藤第二技術課長から、何せ初年

度勿々でもあり、豫算も少額だつたから已むを得ず意に満
たぬものも出來た、これから豫算も澤山もらい、效果的の工
事を續行するやうに努力すると、きれいに腹を割つて終る。

一、砂防事業ノ計畫施行竝ニ施行後ノ取締ニ關スル件

砂防事業ノ效果ハ近年ノ水害ニ際シ特ニ顯著ナルモノ
アリ政府ハ府縣ノ經營スル事業ニ對シ昭和十二年度ヨ
リ繼續事業トシテ補助スルコトトナリタリ仍テ之カ計
畫竝ニ施行ニ當リテハ地點ノ選定施工ノ方法等ニ關シ
特ニ意ヲ用フルハ勿論荒廢林地復舊工事トノ連絡調和
ニ努ムルト共ニ事業施行後ノ取締ニ留意シ以テ砂防施
設ノ效用ヲ全フスルヤウ努メラレタシ

鈴木第一技術課長の説明に次で岩崎京都から、砂防事業
補助豫算の配當多き地方には地方技師の配當をしてもら
いたいと希望し、次で坂本福岡から、福岡縣にも砂防事業を
起してくれ、そのためには一つ専門家を派遣して、見て呉
れと註文があつて次に移る。

一、災害復舊工事ノ進捗ニ關スル件

災害工事ハ其ノ性質ニ鑑ミ急速ニ完成セシムヘキモノ
ナルニ拘ハス往々災害後數年ヲ經過スルモ尙工事完成
ニ至ラサルモノアリ爲ニ各種ノ損失ヲ蒙リツツアルノ
ミナラス被害箇所ヲ増大セシメ徒ラニ復舊費増嵩ヲ招
來スルニ至ル等遺憾トスル所尠カラサルヲ以テ之力進
捗ニ付テハ特ニ一段ノ考慮ヲ拂ハレタシ

これに對する中野河川課長の説明の中で今後は災害復舊
土木補助事業の査定は嚴格にするから左様承知してもらひ
たいと釘をさしたのが目立つた。平川群馬から十年災害の
査定設計は物價騰貴のため施行困難に陥つてゐる、補助金
の増額を乞ふと希望し、土肥長野からは査定は嚴格にやら
れしかも補助内定通知をした後になつて補助金を内定額よ
りも減額されては困る。今後は一旦査定したものを後にな
つて補助金を減額することはやめて呉れ、また補助金が減
つたために止むを得ず單獨縣費でやる場合起債に依るとき
には早く許可してもらひいと希望し、西兵庫は、十一年度
災害に於て補助内定通知に比して補助交付額が減少したの

は何うした理由かと聞き直り、中野河川課長から國庫財
政の都合で已むを得なかつたと苦しい所を披瀝させ大分こ
の會議らしい所を見せる。それから城戸宮崎、新人青木岩
手から、設計又は單價變更の限度について宮本技師と應答
し、平川群馬から監督雜費計上限度の増額を希望した後、
岩崎京都から災害復舊補助制度はやめてしまつて之に代る
に積極的に改修助成に力を入れるつもりはないかと高踏的
意見を出す。賽の河原でいつまでもマゴクしてゐるより
も、二度と積み直しの要らぬようコンクリートにしてしま
へと言ふのである、お互に良いことで尤もな意見であるが、
中野河川課長も尤もだが理想と現實の距離があまりにかけ
離れてゐるから未だそれまでに實行出來まいと答へる。
尙十一年災害の補助金減額問題については、最後に赤松
土木局長からも、土木局の査定が間違つてゐたとは思はぬ
が、國庫財政の都合で止むを得ず一割餘の減額を餘儀なく
せられた。地方でも迷惑されたことと思ふ。が補助がなく
ても縣獨自の力に依り善處するやう、また補助があるから

と言つて故らに人造災害などない様に十分の努力を望む旨を特に指示して次に移る。

一、堰堤ノ監督ニ關スル件

近時事業界ノ發展ト築造技術ノ進歩トニ伴ヒ堰堤ノ規模著シク増大スルニ至リタルハ洶ニ喜フヘキ傾向ナリト雖モ他ニ及ホス影響著大ナルモノアリ殊ニ堰堤闕壞シタル場合ノ被害ノ如キハ損害ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアルヲ以テ堰堤ノ築造ニ付テハ監督上特ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ築造後ニ於ケル操作等ノ監督ニ付テモ充分留意セラレタシ

河川課長と、鈴木第一技術課長から説明があり、關谷靜岡から、内務省の堰堤取締規則では主任技術者は届出を以て足りることになつてゐるのに、逓信省の規則には大臣の許可が要ることになつてゐる、これはどちらかに統一されたら何うかと質し、鈴木第一技術課長から、届出でも不適任ならば改任させる規定もあることだから實際の運用上かからしても届出とした方が良いと思ふと答辯があつて此の問

題は済んだが、三輪大阪から、治水利水の認識高調のため河川協會を設けられたい、當局の考は如何と質し中野河川課長から、尤もなことで目下成立に關して折角努力中であるから地方に於ても協力を求むる旨答辯があつた。道路の改良に道路改良會あり、港灣については港灣協會があるので獨り河川に關して協會が無かつたのが遅れてゐるのである。河川協會が出来たら土木事業の大宗道路、河川、港灣の三外廓團體が鼎立することになる。我國土木行政の發達のためまことに結構、成立の一日も早からんことを望む。會議はこゝで休憩、時に零時十分、こゝで各主任官は内務大臣の午餐に招待されて内務大臣官邸に行く。

午後一時五十分再開。

一、河水統制調査ニ關スル件

昭和十二年度ヨリ着手セントスル河水統制調査ハ河川ノ水理、地形及地質竝ニ利用狀況等ニ互ル全般的ノ調査ヲ爲シ以テ河川ノ綜合的統制計畫ノ基本タラシメントスルモノナリ固ヨリ國ノ事業トシテ行フモノナルモ

關係各方面ノ援助協力ニ俟ツ所少カラサルヲ以テ特ニ此ノ點ニ關シ充分ナル配意アリタシ

中野河川課長と鈴木第一技術課長から趣旨並に調査方法に付説明あり井關香川、小坂青森、長谷川廣島から縣の行ふ調査又は之に基く改修工事に對しても國から助成方を要望し、飯島岡山は、内務、逓信、農林三省で調査する由だが、何う言ふ風にやるのかと尋ね、河川課長から三省連絡をとつて調査する、又縣の行ふ調査に對する助成は今の所困難の旨を答へる。また河合福島から十二年度から調査する河川に於ける發電水力其の他の出願は調査が終るまで處分を留保するか、上井三重からは、河川の地下水は統制下に入るやを尋ね、何れも一概に言へぬ旨を中野河川課長から答へ、山口愛知、坂本福岡等から具體的問題に就て質問。

中食で元氣が出たか發言が多く景氣が良い。

一、河川ノ水理ニ關係アル事業ノ計畫竝ニ施行ニ關スル件

近時府縣ニ於テ施行セラレツツアル河川ニ關係ヲ有ス

ル事業ニシテ往々河川ニ及ホス影響ニ關シ充分ナル考慮ヲ缺クノ事例ナキニ非ス洵ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ關係部課ノ連絡協調ヲ緊密ニシテ河川ニ及ホス影響ニ留意スル等計畫竝ニ施行上遺憾ナキヲ期セラレタシ

中野河川課長説明、谷福井から此の種の事業に對しては得てして漁業權が邪魔になつて困る、一つ内務省が農林省と希望し、竹内埼玉は縣營水力電氣は今後許可しない方針かと質す。これに對し中野河川課長は、先般逓信省が青森縣營水力發電を許可した際以後は許可しないと定められた様であるから六ヶ敷いだらう。まして電力國家管理の機運に向つてゐる今日一層困難であらうと思ふと答辯して次に移る。

一、河川關係技術官ノ研究獎勵ニ關スル件

中小河川改良其ノ他ノ工事ヲ施行スルニ當リ特ニ留意ヲ要スルコトハ有效適切ニシテ而カモ經濟的ナル施工ヲ爲スニ在リ之カ爲ニハ徒ラニ舊慣ヲ墨守スルニ甘ん

スルコトナク理論ト工法ノ研鑽ニ不斷ノ努力ヲ致ササルヘカラス曩ニ開催セラレタル河川講習會ハ其ノ一助トセラレタルモノニシテ今後モ引續キ開催セラレル見込ナルヲ以テ各位ハ右講習會ノ成果ヲ徹底セシムルト共ニ關係技術官ノ智識ノ向上ト研究ノ獎勵ニ關シ特ニ留意セラレタシ

佐藤第二技術課長の説明に次で、岩崎京都から、今年内務省で主催された河川講習會は、部門が多過ぎて聴講者が面喰つた由である、技術方面では理論ばかり説くことは止めて實際の失敗談でもやつて貰つた方が有益である。また事務方面に於ても、法規の解釋に囚はれず、實務に即したものにした方が良いと思ふから考慮せられたいと望み、坂本福岡は、聴講者の便宜のため地方ブロック毎に講習會を開いて欲しいと要望した。どちらも尤もである、特に岩崎氏の言は從來の講習會に對しても正しく頂門の一針である。これまでのものは、一般家庭の主婦に小笠原流懷石膳の献立や、料理法を説くやうな講義が多かつた。夫々の専

門家が自分の深厚なる蘊蓄を傾けて氣持よくなつてゐても、澤庵も漬ける、洗濯、掃除までやらねばならぬ身にとつては、高根の月であつたり、隣家の花であるのが多い。そんな種類の講義ばかり、間口を廣くして短時間講習で済ませようとするのが自體無理である。ひとり河川講習會のみの指摘では無い一般講習會に對する示唆であり傾聴に値した。

續いていよく道路關係の指示事項に入る。

一、國庫補助府縣道改良事業ノ執行ニ關スル件

昭和十一年度以降國庫ノ補助ニ係ル府縣道改良事業ハ

昭和一十一年度以降國庫ノ補助ニ係ル府縣道改良事業ハ

地方産業交通上有效ニシテ且緊切ナル路線ニ限り補助

スルコトト爲シタルヲ以テ其ノ助成ノ趣旨ニ鑑ミ適當

ナル路線ヲ選擇スルト共ニ之カ執行ニ當リテハ工事ノ

適正ト完成ノ迅速トヲ期セラレタシ

阿部道路課長の説明中には、昭和十一年度の事業が遅れてゐること、十二年度の計畫樹立が遅れてゐること等を擧げて奮發を望み、佐藤第二技術課長は、工事が匡救事業の

遺風を受けてかバラ撒き主義であるのを難じ、設計が脆弱で災害の原因になるやうなものがあることをたしなめ、また、工事の執行に方つてはなるべく直營に依つて眞の技術を得するやうにされたいと希望する。井關香川から單年度補助なので一定計畫に依ることが出来ないから繼續費補助にしてくれと註文が出た、尤もだと思ふ、努力するが、まあ單年度補助でも、今後すぐ補助豫算が無くなると思へぬからそのつもりでと阿部道路課長から答辯があつたが、各府縣とも物足りない顔をしてゐる。尤もだ、中小河川や、地方港灣に繼續補助があつて道路にだけは無いのだから此の註文は當然である。大島富山と、竹内埼玉は、橋梁費に對しても補助してくれても良いぢやないかと希望したが、これは鐵の需要調整に對する政府の方針に依つて希望に副へなかつたと答辯あり、平川群馬から觀光道路に對しても補助してくれ、緒方大分から舗装工事にも補助が貰へるかと質す、前者は産業上からも重要なものならば補助する、後者は、今でも補助してゐると明快に答へがあつた

が、城戸宮崎から指定府縣道以外のものでも府縣道であれば、補助してもらいたいとの希望に對しては、そこまで補助する程豫算が無いと袖の短いことを出す。それから山口愛知から、府縣道改良事業に於て認められる監督雜費の率を縣では認めて呉れず、監督上困るから國の方から何とか援けてくれと泣き言が出た。阿部道路課長から、それに付ては昨年知事に通牒された中にハツキリしてゐるからと答へたが、山口氏一片の通牒では縣の財務當局にはキ、メが無い、頼むから何とかして呉れと悲鳴を上げた。道路課長から知事に通牒してあるからとハツキリ答へてゐるのに、知事なりその部下が通牒の趣を承服しないからと自分の非力を棚に上げて内情曝露に及んだもので、河川の維持管理費の豫算を澤山取れるやうに援助してくれと言つた松浦奈良の泣き言と好一對の黒星がついて滿場失笑、お氣の毒ながら大エラーである。

一、道路綜合計畫協議會ニ關スル件

産業交通上重要ナル地域ヲ選定シ綜合的見地ニ立脚シ

テ其ノ地域内ニ於ケル國道並重要幹線道路ノ有機的改良計畫ヲ樹立シ之カ實現ノ促進ニ資スル目的ヲ以テ今般道路改良綜合計畫協議會ヲ設置シ逐次各地方ニ協議會ヲ開キ其ノ趣旨達成ニ努メツツアリ各位ハ克ク此ノ趣旨目的ヲ諒得シ協力セラレタシ

これは新題目である。道路改良綜合計畫樹立の要務に付ては、既に本誌で當局から發表されてゐるのでこゝで叙説は避けるが、阿部道路課長が趣旨を説明して協力を求めると、竹内埼玉から縣の地理的情勢から、綜合計畫中に入つた要改良道路でも、埼玉縣自體に取つてはあまり役に立たず、主として東京其の他近隣府縣のために役立つものもあるから此う云ふものの改良事業費の助成なり地方負擔に關しては特別の考慮を望むと希望し、山口愛知はまた三部經濟制を採つてゐるところの郡部で行はれる國道改良事業の地方負擔金は市郡連帶支辯でよろしいことに内務省の方針を決定せられたい、と望みこれについては即答は望みませんと丁寧なことわり文句までつけ加へた。即答を求める前

に、縣會の決意を求めた方が解決は早い。何でもかでも中央の方針の決定を待つて之に盲從してゐたのでは地方自治は百年河清を待つものだ。

續いて大島富山から北陸地方の綜合計畫協議會も成るべく早く開いて欲しいと機會均等を主張して次に入る。

一、都市計畫區域内ニ於ケル道路改良ニ關スル件

昭和十二年度ヨリ都市計畫區域内ニ於ケル國道ノ改良

ニ付テハ大體事業費ノ三分ノ一程度ヲ國道改良事業費

ヨリ支出シ他ハ都市計畫事業又ハ區劃整理ヲ併用シテ

之カ改良ヲ爲スコトトシ其ノ幅員、線形等ハ可成都市

計畫トシテ定メタルモノニ準據シ施行スルコトニ方針

決定シタルヲ以テ右趣旨達成ニ協力セラレタシ尙府縣

道ノ改良ニ付テモ可成之ニ準シ取扱ハレタシ

阿部道路課長の説明で、大體の様子はわかつたものと思つたら、此の指示事項ほど莖蕪問答の多かつたものは他にない、時は三時過ぎて、眠氣の催しさうなものも押し通して來たら此處で莖蕪問答を繞つて哄笑、失笑が出て惰氣一掃、

然しながら筆者蒐弱問答の内容をこゝでブチまけることを遠慮する。たゞ指示事項の主眼、数字的な點を擧げてのぞ記の責を塞ぐ。本文の趣旨は内務省直轄の國道改良事業は都市計畫區域内では起興しない方針を採つてゐたが、昭和十二年度からは、これをやることにした。就ては此の場合の費用負擔は、總工事業の大體三分の一程度を國道改良事業費から支出する(事業費として支出するものゝ内には道路法の規定による地方負擔金が含まるから此の事業費中の三分の二は純國費で残り三分の一は地方負擔金として徴収する額が含まれてゐる)だからその他の工事並にその費用は都市計畫事業又は區劃整理事業を國道改良事業と同時に起して、都市計畫街路改良事業を完成するやうにされたいと言ふのである。費用の關係をもつと詳しく言ふと

總工事業
3
.....國道改良事業.....A

都市計畫に依る街路改良計畫=A=都市計畫事業又は區劃整理事業.....B

であるから此れに對する費用負擔區分は

2A
3國道改良事業に依る純國費
A
3國道改良事業に依る地方負擔金
B都市計畫街路改良事業又は區劃整理事業費支辨

それで全體の事業から見ると九分の三が國道改良事業で九分の六が都市計畫事業又は區劃整理事業であるから、費用的には九分ノ二が純國費、九分ノ一が地方負擔、九分ノ六が都市計畫事業又は區劃整理事業費支辨である。諄く書いてゐると筆者も亦蒐弱問答の仲間に入りさうだからやめる。

後段に於て府縣道の改良に付てもこれに準じてやりなさいとあるのは、費用負擔の關係が内務省で劃一的に定めることが出来ないから、趣旨を同じくしてやりなさいと微濫的に言つてあるものと見た。

一、省營自動車運輸事業ノ爲ニスル道路改良ニ關スル件
鐵道省營自動車運輸事業ノ爲ニスル道路費ノ負擔ニ付
テハ昨年十月内務、鐵道兩省間ニ協定成立シタルヲ以

テ曩ニ此ノ旨通牒セシメタルニ依リ今後右協定ニ基キ遺憾ナキヲ期セラレタシ尙協定成立前運輸營業ヲ開始シタル路線ニシテ道路規格ニ合致セサルモノニ付テハ速ニ改良計畫ヲ樹立シ善處セラレタシ

阿部道路課長の説明に次で、小坂青森から、府縣道改良事業をやつて鐵道省から協定に基く負擔金を貰ふことにしようと思つても、府縣道補助配當通知が遅いから鐵道省に交渉する時機を失することがある。補助費配當を早くしてもらいたいと、災害防除施設のところでは關谷靜岡から出たと同趣旨の希望があり、上田熊本から、鐵道省では道路の改良せられるのを待つて省營バスを運行し、協定による鐵道省負擔金を免れるといふ惡どい方法をとり兼ねないと思ふから、改良費の負擔金は週及した工事實を計算中に入れ得るやうに協定を改められたいと希望して來た。これは鐵道省に對する不信の表明であつて吾等そんなことはあり得べからざることと信ずるが、この聲は今までも相當聞いた、庶政一新、教學刷新、祭政一致内閣下にあつては、鐵道省

もそんなゲリヲ戰術はやらないものと信じたい。

一、道路ト鐵道、軌道トノ交叉ニ關スル件

軌近自動車交通ノ急激ナル發達ニ鑑ミ道路ト鐵道又ハ專用軌道トノ平面交叉ヲ避クルノ必要特ニ緊切ナルモノアリ仍テ爾今國道、指定府縣道並都市計畫區域内ニ於ケル主要ナル道路トノ平面交叉ハ之ヲ認めサル方針ヲ確立シ曩ニ此ノ旨通牒セシメ置キタルヲ以テ右趣旨ニ則リ遺憾ナキヲ期セラレタシ尙右以外ノ府縣道ニシテ平面交叉ヲ認ムル場合ト雖今後豫メ指揮ヲ受ケ處理スルコトニ定メラレタルニ依リ留意セラレタシ

阿部道路課長説明、關谷靜岡より踏切看守時間の切れた直後大きな事故を起したのを實見した、これ等は、列車の通過時刻に照應して踏切看守時間を定める様鐵道省へ交渉して欲しいと要望し且つ此の際一般の問題ではあるが鐵の需給に關して政府當局に承りたいから商工省當局の臨席方配意せられたいと述べ赤松土木局長から取計ふ旨の答辯があつて、第一日を終る。時に五時四十分お茶だけで途中休

みなしの勉強である。

第二日六月二日は午前九時十分開會、陣立ては昨日と同様である。

一、下水道工事ノ企畫監督ニ關スル件

下水道事業ハ從來其普及發達遅々タルモノアリシカ晩近漸ク本事業ノ重要性ヲ認メラレエヲ起スモノ比年多キヲ加ヘントス然ルニ其ノ施工區域單ニ都市ノ一局部ニ限ラレ或ハ一部幹線ノ築造ニ止ル等計畫ノ姑息ニ失スルモノアリ就中汚水處理ノ如キハ之ヲ實施スルモノ僅ニ七都市ニ過キス仍テ今後下水道工事ノ企畫ニ就テハ其規模及汚水處理ノ指導、監督ニ付萬遺漏ナキヲ期セラレタシ

鈴木第一技術課長説明、西兵庫から府縣に於ける下水道事業の監督は何處でやるべきかと尋ね、鈴木第一技術課長から技術に關する限り土木部課でやるのが當然であると答へ、平川群馬から下水道國庫補助年限は、工事期間より遙かに長期に分割交付せらるるため自然府縣の補助金も之と軌

を同じくすることとなり事業の發達を阻害してゐると思ふから、補助年限を繰上げ短縮するやう計らはれたいと希望し、坂本福岡からは、洞海湾に注入する汚水、殊に工場下水の處理に困つてゐるが、此の點に付て内務當局の意向を承りたいと、議會の質問のやうなことを言ひ出したが、鈴木第一技術課長から工場に於て自家處理をする様指導督勵されて可然と切り返して終る。

次は港灣關係の指示事項に入る。

一、港灣ノ企畫經營ニ關スル件

港灣修築計畫ノ樹立ニ當リテハ地理、氣象、産業、貿易、交通、運輸等諸般ノ事情ヲ詳細ニ調査シテ之カ適正ヲ期シ更ニ工事竣功後ニ於テハ其ノ保全ト利用増進ノ途ヲ講シ以テ修築ノ效果ヲ完カラシムルヤウ一段ノ努力ヲ致サレタシ

石井港灣課長の説明に井關香川が起つて、港灣修築の綜合的計畫の一部分だけの工事を抽出し之に對して、補助せられるのは困るから綜合的計畫全般に就て補助せられる

様、又港灣の陸上設備に付ても補助の途を拓かれないとの二點を述べ石井港灣課長から前段は、補助豫算の關係上已むを得ず此うした方法を採つたが、勿論総合的計畫に基いて補助する方針である。後段は今日の所一寸實現困難と答へ。荒木新潟から日滿連絡の要衝たる新潟港の修築に付ては特別の援助を求めると地元振りを現はす。次に三輪大阪から港灣法制定の意思ありやと質し港灣課長が研究中の旨を答へたに次で、山口愛知から漁業權は收用出来るかと尋ねた。漁法中には、漁業權は物權とし土地に關する規定を準用すとあるから土地用法に依つて收用出来る。港灣課長から出来るかと答へがあつて次に入る。

一、港灣資源調査ニ關スル件

港灣資源調査ハ資源ノ統制運用上極メテ重要ナルヲ以テ調査ノ方法ニ一段ノ工夫ヲ加ヘ内容ノ精確ヲ期スルト共ニ報告ノ時期ヲ勵行サレタシ

一、臨海工業地帯ニ關スル件

輓近工業ノ發達ニ伴ヒ臨海工業地帯ノ要望益々多キヲ

加フルニ至レリ而シテ之カ施設ノ適否ハ産業貿易ノ進展ニ重大ナル關係アルヲ以テ其ノ企畫經營ニ當リテハ特ニ各種工業經營上必要ナル條件ヲ精査シ以テ竣功後ノ利用上遺憾無キヲ期セラレタシ

兩者共、石井港灣課長の説明、資源調査に付ては發言なく、臨海工業地帯ニ關スル件は長谷川廣島から、工業港に付ては、當局でもモット宣傳したら何うかと質し、港灣課長も十分やりたい、既に「工業港の躍進」と言ふパンフレットを作り各方面にも配付したこともあるが、尙今後共十分やりたいから協力を求めると知己に酬ゐると、續いて起つた上井三重は、參宮國道は今産業國道と呼ばれる程三重縣の工業は躍進してゐる、だから三重縣を再認識して工業港の普及に努められたいと、うまいところを捉へて笑はせる。河合福島から、工業用水引用設備に付ては補助の途が無いかと尋ね、阿部道路課長から水道施設ならば補助の途があるが具體的に審議の外ないと答へる。

一、港灣ト飛行場トノ關係ニ關スル件

今般航空法中一部改正セラレ飛行場ノ周圍ニ特別地域ヲ指定シ得ルコトトナリタルヲ以テ爾今港灣計畫樹立ニ際シテハ特ニ飛行場トノ關係ヲ考慮シ港灣ノ管理經營上支障ナキヲ期セラレタシ

石井港灣課長説明、三輪大阪から木津川飛行場は港灣機能發揮上からは邪魔である、撤廢方に付て援助を望む、港灣区域内に火藥庫があつて困るしかも内務省のものもあるから早く退けてもらひたい。また港灣に飛行場を併置することは一朝有事の際双方共襲撃せられることとなるので、分離するやうにせられたら如何と智能を披瀝し、軍用飛行場に付ても航空法に依る特別地域の指定、權利制限があるかと尋ね、これに對し石井港灣課長から指定せられる場合があると答辯。坂本福岡、山口愛知から、港灣は土木當局で築造して遞信當局が之を使用する、これと同じやうに空港の施設も土木方面で之に當るべきであるのに、今はさうなつてゐないので飛行場築造を繞つて遞信當局と府縣との間に時に意見の扞格を來して困る、土木當局で之に當るか

又は土木の權威ある人をその衝に當るやうにしてもらひたいと尤もな希望を述べて次に移る。

一、港灣使用料ニ關スル件

港灣使用料ノ徵收ハ港灣ノ利用延イテハ産業貿易ノ振否ニ影響スル所尠カラサルヲ以テ其ノ出願ニ對シテハ各般ノ事項ニ互リ十分ナル考究ヲ遂ケ適正ノ措置ヲ講スルト共ニ現ニ使用料ヲ徵收スルモノニ付テモ常ニ監督ヲ怠ラサルヤウ致サレタシ

一、港灣工事ノ施行ニ關スル件

港灣工事ノ施行ニ當リテハ左ノ各項ニ注意セラレタシ

(一) 工作物ノ築造ニ先チ海底地盤ノ地質、特ニ其ノ耐荷力ニ關シ充分ノ調査ヲナスコト

(二) 防波堤、防砂堤等ノ築造ニ當リテハ潮流、漂砂等ノ關係ヲ精査シ將來航路又ハ泊地ノ埋塞ヲ防止シ得ルヤウ其ノ位置竝方向ヲ定ムルコト

(三) 波力ニ對スル防波堤其ノ他工作物ノ安定ニ關シテ慎重ニ吟味スルコト

(四) 海底地盤軟弱ナル場合ニハ地震時ニ於ケル土壓ノ増大ヲモ考慮シ充分安全ナル岸壁、物揚場等ノ構造ヲ決定スルコト

(五) 工事施行ノ順序ニ留意シ基礎捨石カ充分沈下シタル後ニ非サレハ上部工ヲ施行セサルコト

港灣使用料ニ關スル件は石井港灣課長の説明があつたが發言者なく、港灣工事ノ施行ニ關スル件は佐藤第二技術課長が説明し尙港灣技術に付ても講習會を開くつもりであると敷衍する。井關香川から農林省補助の漁港修築事業は水産課で仕事をやつてゐるので脆弱なものを作り、すぐ壞れて困る、補助關係は農林省でも、工事は土木當局でやれる様に計はれたしと述べると、山口愛知から、廣島でも愛知でも、工事は土木部でやつてゐたと述べ、佐藤第二技術課長も亦大部分の府縣では土木部課でやつてゐるから、香川でもさう云ふことに改めたら良いだらうと教へる。すると岩崎京都から、水産課に技術者を採用すると農林省からその人件費の二分の一の補助があるが、土木部に技術者を入れ

たのでは補助を呉れない、従つて、水産課本務、土木部兼務と言ふ苦しまぎれの方法を採つてゐる、と中央の方針の杓子定規を曝露して笑はせる。こゝで赤松土木局長から、何課で仕事をするにしても均しく知事の補佐として責任を持つべきだから、壞れないやうな物を作るやうに十分努力せられたいと含蓄ある指示をして蝸牛角上の争をやり勝ちな各々方の襟元をヒヤリとさせた。

一、都市計畫ト一般道路事業ノ施行トノ調和ニ關スル件
都市計畫街路ヲ一般道路事業ニ依リ施行スルニ當リ都市計畫決定ノ趣旨ニ準據スヘキハ勿論ナルモ財源其ノ他ノ關係上幅員ノ全部ヲ實施シ難キ場合ニ於テハ都市計畫事業ヲ併用シ又ハ土地區劃整理制度ヲ活用スル等ノ考慮ヲ拂ヒ又實施上路線ノ變更ノ已ムナキ場合ハ關係方面トノ連絡ニ依リ適當ナル措置ヲ講シ以テ統制アル市街地ノ發展ニ寄與スル様特段ノ留意アリタシ
これは雪澤都市計畫課長から説明があつた。古賀佐賀から、都市計畫國府縣道改良事業補助金を貰ひたいと頼んで

豫算が取れないから思ふに任せぬと淋しい答辯があり、長

谷川廣島は、都市計畫又は都市計畫事業の決定は現在内閣で決定してゐるため、非常に手間取る、これは事務簡捷上府縣知事に委してもらつてた方が良いと思ふがどうかと尋ね、雪澤都市計畫課長から、お説と反對に、内閣で決定してもらつた方が都合が良いと言ふ向もある、十分研究すると答へる、これは地方のウルサイことを内閣に逃げ込む手と、事務簡捷との相剋である、滅私奉公で行つたら事務簡捷論が勝つ、が土地收用法の特別法でもあるし、尙十分研究の要があらう。上井三重は前出の都市計畫區域内ニ於ケル道路改良事業ニ關スル件でも言つてゐたが、直轄國道改良工事と、都市計畫補助事業とが同一地で行はれるやうな場合は、地元では補助金の多い方へ進みたがつて、事業の圓滿なる發達を阻害する虞があるから、都市計畫補助金の配當は、府縣に一任されたいと望み、雪澤都市計畫課長から、配當する場合は府縣と十分連絡を取つて均衡をとるやうにしよつと答辯があつて次に移る。これからは注意事項

である。

一、土木試験所利用ニ關スル件

土木試験所ニ於テハ内務省直轄土木工事ニ關スル試験ノ外ニ府縣其ノ他公共團體ノ關係土木工事用材料ニ關スル試験依頼ヲ受ケ尙之等工事ノ計畫設計並ニ施工ニ當リ試験ヲ要スルモノト認メラルモノニツキ之カ依頼ヲ受ケタル場合緩急ニ應シ之カ試験調査ヲ行フヲ以テ可成之ヲ利用セラレタシ

これは藤井土木試験所長が、參考材料、説明書、パンフレット等を配布しての説明である。象牙の塔だとばかり心得てゐた向にとつては、これは福音に聞えたことだらう。今まで利用しなかつた向が相當多く、むしろ利用した向が少かつたと言へる、勿體ないことだ。これから先はドシドシ利用して、良い土木工事が出来るやうになりたいものだ。關谷靜岡から、試験に要する費用は依頼者の負擔かと恐るゝ尋ねると、藤井所長特別の裝置や、特殊の試験材料を要するもの外は只で依頼に應じるから遠慮しないで利用

されたいと氣持よく答へる、これで一同ヤレ／＼安心と言つた顔である。何うもお役所仕事と言ふものは固苦しい手續や、手辨當でなければならぬことに考えてゐた舊弊が脱け切れないのは、お互に困つたものだ。

こゝで第二日の午餐のための休憩となる、時に十一時五十五分。午後は一時半から再會。指示項の時關谷靜岡から希望が出てゐた、鐵の需要調製に就て商工省當局の出席が、うまく行つて注意事項第二番目に商工省から蘆澤事務官が臨席された。

注意事項

一、鐵ノ需要調整ニ關スル件

鐵ノ需要調整ニ關スル政府ノ方針決定シ之カ對策ニ付テハ曩ニ通牒セン所ナルモ尙實施ニ當リテハ政府ノ意ヲ體シ措置ヲ誤ラサルヤウ留意セラレタシ

先づ、中野河川課長の説明に續いて、蘆澤事務官から現在の狀勢、將來の見透し、商工當局の採つてゐる方針等について説明があり、鈴木第一技術課長から、鐵鑿に對處

する方法として代用品を利用するか後年廻しにする方法を採られたいと説明し、次で二、三の細い質疑應答があつて次に移る。

一、中小河川ノ調査ニ關スル件

中小河川ノ改良事業ハ今後引續キ施行ヲ要スルモノ多キニ鑑ミ夫々調査セラレツツアル所トハ信スルモ從來計畫竝ニ施行ニ當リ調査ノ充分ナラサルモノナキニ非ス洵ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ豫メ調査ニ意ヲ用ヒ遺漏ナキヲ期セラレタシ

佐藤第二技術課長説明、荒木新潟から、既改修河川の上

流部の調査は本件に入るかと尋ね、佐藤第二技術課長から別途に考へたいと答辯があり、山口愛知から、河川改修に付ては大政官無號達に依つて地元市町村がやる場合と、中小河川として府縣が執行する場合の二途あるが何れを是と認められるかと珍問が出た。何うも此の人の述べるとは、意見を闘はしてゐるのか、中央の指示を俟たなければ自分の考えを定め兼ねるから、その材料にするのか、或は中央

人のメンタルテストをやつてゐるのがわからないのが多く、議題に即した質問と言ふものが少い。この發言などは、中小河川と、國庫の補助と地方費支辨土木事業と三つを絡みつかせたもので、落語の三題噺の題を出してゐるやうだ。それで、中野河川課長も、何處から手をつけてほゞして行つたら得心が行くのかわからなくなつたらしい、しばらくは例の葛藤問答があつて、滿場眠氣がさめた。

一、河川生産物ノ採取取締ニ關スル件

河川ノ生産物ハ河川ノ現状ヲ精査シ治水ニ上其ノ他ノ障害トナラサル限度ニ於テ許可セラルヘキハ勿論之ヲ採取ニ付テモ充分留意ヲ要スルモノナルニ拘ラス往々ニシテ其ノ注意ヲ缺キ各種ノ障害ヲ生スルモノアリ河川ノ維持管理上特ニ意ヲ用ヒラレタシ

これは中野河川課長の説明だけで發言者なく次に移る。

一、府縣道路線認定ニ關スル件

府縣道路線ノ認定ニ付テハ産業交通等ノ狀勢ヲ精査シ慎重ニ取扱ハレタシ又新ニ認定スルニ當リテハ必ス既

定府縣道ト同率以上ノ維持修繕費ヲ計上セラレタシ尙
既認定府縣道ト雖交通狀勢ノ變化ニ依リ又ハ改修ノ見
込ナキモノ等ニアリテハ之カ廢止變更ニ付考慮セラレ
タシ

阿部道路課長が説明して府縣道は今改主建從時代だから新に府縣道路線に認定せんとするものに對しては相當嚴格な審査すると表明、これに對して平川群馬から、農村振興土木事業で相當良くなつた町村道を府縣道に認定しようとして、府縣會に諮問の上で認可申請したものを否認されると縣當局は立場が困る、だからさう言ふことなら、豫め下審査を願つてそれから縣會に諮問したいと思ふが何うかと質せば、阿部道路課長から、府縣道の路線に認定出来るか何うか自ら限度がある、良くなつた町村道をドン／＼府縣道に編入しようとするから苦しむのだ。そんなことを豫期して匡救事業が起興されたのぢやない。徒に地方政略の具に供することは御免を蒙る、だから縣會に諮問前に下審査などは閑があつたらやつても良いが、やる必要も無いと思ふ

とキツイ反駁を加へ、また同縣から府縣知事限りで路線の變更廢止をなし得る限度如何との間に對しては大正九年これに關してチャンと通牒が出てゐる、詳しいことは、縣へ歸つて土木主事に聞きなさいと突つ放せば、滿場哄笑、但しこの笑ひは、道路主事と言ふべきを土木主事と言ひ違えたのを咎めて笑つたのか、手痛くつつ放されたのを笑つたのかわからなかつたが。或ひは府縣の不勉強を笑つたものかも知れない。それから竹内埼玉から、埼玉縣内を素通りして行く自動車から損傷負擔金を徴收しようと思ふが、實行が困難で困つてゐる、何とかならぬものかと助け舟を求めれば、今度は阿部道路課長御尤もで同情する一つ共に研究しませうと首を縦に揮る。

一、電柱建設等ノ爲ニスル道路占用ニ關スル件

逓信省管電柱移轉費用ノ負擔等ニ關シ昨年十二月同省トノ間ニ協定成立シタルヲ以テ其ノ旨囊ニ通牒セシメ置キタル處之カ爲道路ノ占用ニ關スル從前ノ方針ニ變更アリタルモノト誤解セララル向アルモ右ニ關シテハ

毫モ其ノ方針ニ變更ナシ留意セラレタシ

阿部道路課長説明、上田熊本から逓信省電柱は今回の通牒で片附いたが、鐵道省の電柱は何う取扱つて良いのかと質問、阿部道路課長から鐵道省とは、目下踏切除却について交渉をやつてゐるから電柱についてはまだ協定をやつてゐないが早く解決すると言明、次で關谷靜岡から、電氣事業者の電柱を移轉させる場合は、電氣事業法に依れば當事者の協議に依つて費用を負擔することになつてゐるのに、それを國庫補助府縣道改良事業に於ては補助基本額に算入せられないのは何う言ふわけかと質問があつた。これに對しては、道路課長の説明も十分とは言へなかつたが、此の質問には錯誤がある筆者これについて解説の御紹介をして見よう。質問にあつた電氣事業法を引き合ひに出して見よう。

電氣事業法第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地

又ハ第九條ノ規定ニ依リ電線路ヲ施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ電氣事業者ニ對シ障害

ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル方法ヲ施スコトヲ請求スル
コトヲ得

前項ノ工事ニ要スル費用ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ
除クノ外電氣事業者ノ負擔トス但シ其ノ工事ヲ爲シタ
ル後正當ノ事由ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲ササルトキハ
請求者ノ負擔トス

電氣事業法施行令第三條 電氣工作物ヲ施設又ハ變更ス
ル爲電氣事業法第十一條第一項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲
シタル場合ニ於テハ同條同項ノ工事ニ要スル費用ノ負
擔ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハス又ハ協議ヲ爲ス
コト能ハサルトキハ逓信大臣之ヲ裁定ス

この施行令第三條が問題の中心である。當事者間の協議
に依るとたしかにあるが、これはその前段の場合に限る、前
段は何う言つてゐるか、既に電氣工作物の施設してある土
地の所有者又は占有者がその所管の電氣工作物を變更した
り更に新施設をするため後から又は共同で施設して居つた
他の電氣事業者の施設物の除却等を請求する場合に限ると

規定してゐるのである。だから電氣工作物の施設してあつ
た田地などを、道路敷地に買収した場合は、土地の用途が、
田地から道路敷地に變つたもので、道路用地に變つたため
電線路やその支持物の移轉を請求する場合は、本法第十一
條の第二項の勅令に別段の規定ある場合（施行令第三條を
指す）に該當しないから、當事者の協議に依る必要もなく、
費用も亦協議に依るものでは無く當然電氣事業者の負擔と
すとの規定に該當してゐる。だから道路工費から移轉費
用を負擔する義務は無い、義務が無いぢやなくて、移轉請
求の權利がある、そんなものに金を出すことは無い、だか
らそれに對しては國庫補助しないと云ふのである。條文も
簡明で無いのでわかり憎い憾がある。錯誤に陥り易いこと
である。だから土木主事に聞けばわかるとアツサリ片付け
られもしなかつたし、他の府縣でも知らないでゐる向があ
るだらう。敢てお節介をする所以である。

一、道路ヲ占用セル國有鐵道トノ平面交叉除却費負擔ニ
關スル件

道路ヲ占用セル國有鐵道トノ平面交叉ハ速ニ之ヲ除却スルノ必要アルモ多額ノ工事費ヲ要スルヲ以テ之ニ依リ利益ヲ受クヘキ鐵道ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スヘキモノト認メ目下鐵道省ト協議中ナリ仍テ府縣ニ於テモ該當工事アル場合ハ速ニ鐵道局ニ提議シ其ノ顛末ヲ遲滞ナク報告セラレタシ

阿部道路課長の説明には、鐵道省との協議中の模様も述べられ、地方からは早く決定して欲しいと希望があり、平川群馬から平面交叉のまま、道路を改良する場合に在つても鐵道省から費用負擔させる見込がないかと心臓の強いところを見せ、そこまでは考へてゐないと返答などがあつて笑聲の裡に次に入る。

一、交通調査ニ關スル件

交通調査ハ道路改良計畫樹立ノ基礎ヲ爲スモノナルヲ以テ屢々之ヲ施行セラルルヤウ留意セラレタシ

佐藤第二技術課長説明、關谷靜岡から、自動車の交通調査は、發着地までも調べたら良からう、そのためには警察

官吏の協力でやつたら良いとうまいことを言ひ、山口愛知、井關香川から省營バス交通量の調査について、省營バスの重量係數三、三三は、他の車輛に比して輕きに失するから上げてくれ、調査時期が四月から七月までの間にやることに協定されてゐるが、交通情勢の實際からすれば春秋二期に調査するやう改正して欲しいと述べ、佐藤第二技術課長から、改訂の際考慮する旨答へて次の題に入る。

一、公有水面埋立免許料ノ徵收ニ關スル件

公有水面埋立免許料ノ徵收及歸屬ニ付テハ公有水面埋立ニ關スル法令中ニ規定セル所ナルモ從來往々其ノ措置ノ妥當ヲ缺クモノアルヤニ見受ケラルルヲ以テ爾今之カ運用ニ關シテハ一段ノ留意ヲ致サレタシ

參考

公有水面埋立法施行前ニ免許ヲ受ケタル埋立權ニシテ同法施行後利用目的ヲ變更シタルモノノ免許料徵收ニ關スル件

公有水面埋立法施行前ニ免許セラレタル埋立權ハ同法附

則第二項本文ニ依リ同法ニ牴觸セサル限リ同法ニ依リ免許セラレタルモノト看做サル從ヒテ同法施行後不要免許料地(例、農耕地)ヨリ要免許料地(例、商工業地)ニ

利用目的ヲ變更シタル場合ニ於テハ同法ノ免許料ニ關スル規定ノ適用ヲ受クルコト毫無同法施行後ニ免許セラレタルモノト異ナルヘキニ非サルヲ以テ公有水面埋立法施行令第十七條第二項ニ依リ免許料ヲ徵收スヘキモノトスこれは石井港灣課長から説明があつて、別に發言は無いものと思つてゐたら、例の山口愛知から、縣が施設した港灣は縣が維持管理をするのを至當と思ふが如何と、脱線メソナルテスとをやり出した。石井港灣課長から、施設することと維持管理とは別だから何うでも良いが、苟くも國庫から補助した港灣は重要なものだから府縣が管理する様にせられたいと丁重な答辯をすれば、又々海岸堤防は國土保全上大事なところだから縣費支辯とするのが良いと思ふが何う考へるかと思ひ下つて來るので、石井港灣課長も、免倒くさいとばかりその邊は適當にやつて下さいと突つ放

す。此の人のおかげで議場の空氣が賑やかになつたり、濁つたりする。眠氣さましにもなつたりして、大いに存在價値を發揮して呉れる。

扱て議題で残つたのは諮問事項二題と、協議事項一題である。これは一括して佐藤第二技術課長から議題の説明があり、時間も早や四時半を過ぎたので、第二日はこれで閉會、出席者一同は、これから道路改良會と港灣協會共同主催の歡迎觀劇會に行く。折悪しく歌舞伎座は三日初日之間に合はず、仕方がないので、東劇の井上正夫、水谷八重子一座を觀ることになつた。それで、丁度會議の終つた時、水野兩會々長が會議場によつて來られて議席そのまゝを借用して、土木主任官の平素の道路、港灣の改良事業に對する努力を謝し、今度は例年と趣を異にして觀劇會を催したから皆様お揃ひでお出かけ下さいと碎けた挨拶があつて終り一同直に東劇に向ふ。

東劇の觀劇會には筆者のぞかないから様子はわからないが、地方から土木部課長に隨行された主事、技師の方々ま

で全員招待されたので三百人に達する盛會だつたとか、例年の帝國ホテルでの招待會は、妙に氣づまりな會食に過ぎないから今度のやうな觀劇會は、目先も變つてゐたし、みんなの氣受けも非常に良かったさうである。

諮問事項

一、街路構造令並同細則別冊要項ノ通改正セムトス意見如何

一、道路構造令及街路構造令中橋梁ニ關スル規定ノ改正意見如何

協議事項

一、道路鋪裝ノ選擇標準及其ノ維持修繕ニ關スル件

此の會議は前に述べたやうに、はじめの豫定は二日間で終了するつもりでゐたところ、二日間休みなしの勉強にもかゝわらず、諮問事項と、協議事項とは三日目に残つてしまつた。第三日は、二日の晩の觀劇會、清遊に氣分を新にしての出席で、九時十五分から開會、議題の説明は昨日済んでゐるので直に、街路構造令並同細則改正案の諮問に對

する意見を聞くことになつたが、この諮問は、本年の四月道路改良會主催の六大都市道路協議會の議題にも提出されたもので、その経過は本誌六月特輯號に出てゐるし今回の主任官會議に於ても、大體同巧異曲の意見が多かつたので、こゝで細々と経過を述べることを止める。

次で道路構造令及街路構造令中の橋梁に關する規定の改正意見の諮問は、技術課で、別に各府縣へ書面で意見を求めて居り、それに對する回答も、既に相當集つてゐる今日改めて此の席で論議するものもないだらうとあつて簡単に打ち切る、最後の、道路鋪裝の選擇標準及其の維持修繕に關する件は、大切なことであり、數字的に細々となるから後で書面で出すことにされたいと動議が出て、赤松土木局長からそれでは七月末日迄に書面で回答せられたいと宜し一應議事の總てを終る、時に午前十一時半。今日は午後土木試験所を見學することになつてゐるので、それまで少し閑がありさうだ。赤松土木局長からそれでは、時間の許す限り自由討議をやることにすると述べ、フリートリーキング

の第一陣を承つて長谷川廣島が起つ、此の人福島縣の産で、ズーゾー辯が入るのが、却つて論述を莊重にしてなかくよろしい。説くところは一、土木の地方技師の給與は農林の地方技師と異つて一般國費俸給中に包括されてゐるため、技手等と十把一束に扱はれ自然昇級其の他の待遇が遅れ勝ちである。二、土木の地方技師を各府縣に増員せられたい、事業に追はれて、國の事務例之國有財産事務等には到底手が廻らないからである。三、縣費支辯の待遇職員の旅費賞與等は國費支辯の者より常に低位にあり、同じ事務を扱つて居ながら待遇に甲乙があつて事務の圓滑なる進行を阻害する結果ともなるから均等にするやう計はれたい。

四、道路職員制、地方土木職員制による職員の定員を増加配當せられたいの四項目を擧げて内務當局の同情ある援助を望むと結び、これに對して赤松土木局長から一般行政機構と睨み合せの要があるから慎重研究の上出来るだけ希望に副ふ様盡力するとの答辯があり、次で、關谷靜岡、西兵庫、坂本福岡、三輪大阪の各土木部長から、事務能率刷新

のため土木部を増設せられたい、また土木事業豫算の増大強化を圖られたいと希望して、地方側の意見開陳を終る。

これで赤松土木局長が起つて閉會の辭を述べ、議事の中に現れた地方の要望については夫々適當なる考慮を拂ふが、諸君も本會議の指示、注意の諸般に互つて中央の意のある所を體し、土木行政の刷新發達に付て一層の盡力を希望すると結んで會議を終る。時に午後零時三十分である。

三日間に互り、しかも途中休憩ぬきの強行會議で、地方からの出席諸彦は固より中央陣もまた中々の頑張りで共にまことに御苦勞至極と存じた。

會議の跡を顧ると、初頭にも述べたやうに、一般に調子が下つてゐて、往年の如き卓說識見を承ることの出来なかつたのは物足りなかつたが、これも御時世であれば仕方無く、しかも林内閣總辭職の直後ではあり一般に政局不安定のための氣迷ひも手傳つてゐたことも察せられる。のぞ記の筆者悪口ばかり並べるのが能でも無いから、餘談は措いて此の邊で罷り退ることとする。

(終)